

平成19年の「不正行為」認定について

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを3年間停止しています。

平成19年中に「不正行為」認定を受けた機関の受入れ形態別の状況、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は以下のとおりです。

1 受入れ形態別の認定について

(1) 受入れ形態別の認定機関数、推移

平成19年中に「不正行為」に認定した機関は449機関であり、過去最多であった前年の229機関の約2倍となった。

これを受入れ形態別にみると、企業単独型で受け入れた機関が9機関（2.0%）、団体監理型での受入れ機関が440機関（98.0%）であった。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、第一次受入れ機関が36機関（8.0%）、第二次受入れ機関が404機関（90.0%）となっている。

受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
企業単独型		5	2	5	11	9
団体 監理型	第一次受入れ機関	11	28	17	28	36
	第二次受入れ機関	76	180	158	190	404
計		92	210	180	229	449

(2) 企業単独型での受入れ機関に対する認定

平成19年に「不正行為」に認定した企業単独型での受入れ機関は9機関であり、前年の11機関から2機関減少し、認定機関全体に対する割合では4.8%から2.0%へと半減した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する認定

第一次受入れ機関に対する認定

平成19年に「不正行為」に認定した第一次受入れ機関36機関のうち34機関を事業協同組合が占め、事業協同組合が高い割合を占める傾向は、これまでと変わっていない。

第一次受入れ機関の種類別「不正行為」認定機関数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年
事業協同組合	17	26	34
農業協同組合	0	1	1
商工会	0	1	0
その他の団体	0	0	1
計	17	28	36

第二次受入れ機関に対する認定

平成19年に「不正行為」に認定した第二次受入れ機関は404機関であり、前年の190機関に比べて、2倍以上の増加となった。

平成19年に「不正行為」に認定した404機関を業種別にみると、「繊維・被服関係」が170機関（42.1%）、「機械・金属関係」が73機関（18.1%）と上位を占める。

平成17年以降の推移をみると、大きな変動はないが、平成18年と比較すると、「繊維・被服関係」が64機関（33.7%）から170機関（42.1%）へ増加している。

第二次受入れ機関の業種別「不正行為」認定機関数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年
繊維・被服関係	51	64	170
機械・金属関係	19	49	73
農業関係	29	21	47
食品製造関係	22	15	34
建設関係	5	18	13
その他	32	23	67
計	158	190	404

2 類型別の認定について

(1) 類型別の認定件数，推移

平成19年中に「不正行為」に認定した機関の数は449機関であり、類型別の認定件数は562件であった（一つの機関に対し複数の類型により「不正行為」認定を行う場合があり、「不正行為」に認定した機関数，類型別の認定件数とは一致しない。）

平成19年の類型別認定件数をみると、第5類型のうちの「労働関係法規違反」に178件（31.7%）、第1類型「名義貸し」に115件（20.5%）、第2類型「研修生の所定時間外作業」に98件（17.4%）が認定されており、この3類型で全体のおよそ7割を占める。

また、平成17年以降の推移をみると、「名義貸し」、「研修生の所定時間外作業」が上位を占めていることに変わりはないが、平成19年は、第5類型「不法就労者の雇用・労働関

係法規違反」のうちの「労働関係法規違反」が大きく増加した。

類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年
第1類型	二重契約	17	20	8
	研修・技能実習計画との齟齬	82	46	36
	名義貸し	106	74	115
	その他虚偽文書の作成・行使	42	43	22
第2類型	研修生の所定時間外作業	83	69	98
第3類型	悪質な人権侵害行為等	42	4	70
第4類型	問題事例の未報告等	3	7	1
第5類型	不法就労者の雇用	8	31	31
	労働関係法規違反	16	37	178
第6類型	準ずる行為の再発生	0	1	3
計		399	332	562

平成19年類型別「不正行為」認定件数

		企業 単独型 (9機関)	団体監理型		計 (449機関)
			第一次 (36機関)	第二次 (404機関)	
第1類型	二重契約	0	7	1	8
	研修・技能実習計画との齟齬	2	4	30	36
	名義貸し	2	4	109	115
	その他虚偽文書の作成・行使	3	13	6	22
第2類型	研修生の所定時間外作業	3	5	90	98
第3類型	悪質な人権侵害行為等	0	6	64	70
第4類型	問題事例の未報告等	0	1	0	1
第5類型	不法就労者の雇用	1	1	29	31
	労働関係法規違反	1	5	172	178
第6類型	準ずる行為の再発生	0	3	0	3
計		12	49	501	562

一つの受入れ機関が、複数の類型をもって「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

(2) 企業単独型での受入れに係る類型別の認定

平成19年に「不正行為」に認定した企業単独型の受入れ機関は9機関であり、類型別では12件である。

第1類型 「その他虚偽文書の作成・行使」、第2類型「研修生の所定時間外作業」を、それぞれ3件（25.0%）認定した。

企業単独型での受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年
第1類型	二重契約	2	3	0
	研修・技能実習計画との齟齬	4	1	2
	名義貸し	1	0	2
	その他虚偽文書の作成・行使	2	6	3
第2類型	研修生の所定時間外作業	4	2	3
第3類型	悪質な人権侵害行為等	1	0	0
第4類型	問題事例の未報告等	0	0	0
第5類型	不法就労者の雇用	0	1	1
	労働関係法規違反	0	1	1
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0
計		14	14	12

(3) 団体監理型での受入れに係る類型別の認定

第一次受入れ機関に係る類型別の認定

平成19年に「不正行為」に認定した第一次受入れ機関は36機関であり、類型別では49件である。

認定件数の上位は、第1類型 「その他虚偽文書の作成・行使」に13件（26.5%）、第1類型 「二重契約」に7件（14.3%）を認定した。

第一次受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年
第1類型	二重契約	3	1	7
	研修・技能実習計画との齟齬	11	8	4
	名義貸し	9	10	4
	その他虚偽文書の作成・行使	15	21	13
第2類型	研修生の所定時間外作業	5	7	5
第3類型	悪質な人権侵害行為等	3	0	6
第4類型	問題事例の未報告等	2	5	1
第5類型	不法就労者の雇用	0	1	1
	労働関係法規違反	0	0	5
第6類型	準ずる行為の再発生	0	1	3
計		48	54	49

第二次受入れ機関に係る類型別の認定

平成19年に「不正行為」に認定した第二次受入れ機関は404機関であり、類型別では501件である。

平成19年の類型別認定件数をみると、第5類型「不法就労者の雇用・労働関係法規違反」に201件(40.1%)、第1類型「名義貸し」に109件(21.8%)、第2類型「研修生の所定時間外作業」に90件(18.0%)を認定した。

また、平成17年以降の推移をみると、「名義貸し」、「研修生の所定時間外作業」が上位を占めていることに変わりはないが、平成19年は、第5類型「不法就労者の雇用・労働関係法規違反」のうちの「労働関係法規違反」が大きく増加した。

第二次受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年
第1類型	二重契約	12	16	1
	研修・技能実習計画との齟齬	67	37	30
	名義貸し	96	64	109
	その他虚偽文書の作成・行使	25	16	6
第2類型	研修生の所定時間外作業	74	60	90
第3類型	悪質な人権侵害行為等	38	4	64
第4類型	問題事例の未報告等	1	2	0
第5類型	不法就労者の雇用	8	29	29
	労働関係法規違反	16	36	172
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0
計		337	264	501

3 不正行為認定の具体例

平成19年に不正行為に認定した具体例は次のとおりである。

(1) 第1類型に係る認定

第1類型 「二重契約」

「二重契約」には、449機関中8機関を認定した。

「二重契約」とは、入国管理局に提出された研修に係る契約や技能実習生の雇用契約とは異なる契約がある場合であり、認定した事案の大半が、提出された書面上の研修手当の額や賃金の額にかかわらず、作業や労働に対する報酬を時給により定めていた。

【事例】 研修生・技能実習生の「残業」代について、第一次受入れ機関と送出し機関との間に、1時間当たり250円～300円とする裏契約を交わし、実際にこの契約どおりの金額が支払われていた。

第1類型 「研修・技能実習計画との齟齬」

「研修・技能実習計画との齟齬」には、449機関中36機関を認定した。

「研修・技能実習計画との齟齬」とは、提出された研修計画や技能実習生との雇用契約の内容と齟齬する研修や技能実習が行われ、その齟齬が申請の許否を左右する程度であった場合である。

【事例 1】 受入れ機関である製菓会社は、「菓子製造」の研修を行うとして研修生を受け入れたにもかかわらず、研修生は主に製造後の洋菓子を梱包する作業に従事し、「菓子製造」に係る研修は行われていなかった。

【事例 2】 豆腐製造業を営む受入れ機関は、「食品加工」の研修を「8時30分から17時30分」の時間に行うとしたが、夕方6時から翌朝までの時間帯で研修生に作業を行わせていた。

第1類型 「名義貸し」

「名義貸し」には、449機関中115機関を認定した。

「名義貸し」とは、申請に係る受入れ機関では研修生や技能実習生を受け入れずに他の機関で受け入れられていた場合であり、典型的には、A機関で研修を実施するとして申請しながら、実際はB機関で作業に従事していた場合である。

【事例 1】 グループ会社3社それぞれが溶接の研修を実施するとして研修生を受け入れたが、3社の研修生は、このうちの1社で作業を行っており、他の2社では研修を行っていなかった。

【事例 2】 電気機器組立の研修・技能実習を行うとして研修生、技能実習生を受け入れた4社は、業務の繁忙に応じ、研修生、技能実習生を特定の企業に移動させて作業を行わせていた。

第1類型 「その他虚偽文書の作成・行使」

「その他虚偽文書の作成・行使」には、449機関中22機関を認定した。

「その他虚偽文書の作成・行使」とは、申請に際し、虚偽の内容の書類を提出した場合で、その内容が申請の許否を左右する程度であった場合である。

【事例 1】 企業単独型で研修生を受け入れようとした木材加工会社は、実態がない合弁企業を実態があるかのように装い、さらに、本来の研修生受入れの上限数が3名であるのに、常勤職員数を多く偽った書面を提出して4名の研修生を受け入れていた。

【事例 2】 縫製会社を組合員とする第一次受入れ機関は、第二次受入れ機関が、研修生に「残業」を行わせる等の不適正な研修を実施していることを承知しながら、研修が適正に実施されているかのように記載した虚偽の内容の監査結果報告書を作成し、入国管理局に提出した。

(2) 第2類型「研修生の所定時間外作業」

「研修生の所定時間外作業」には、449機関中98機関を認定した。

研修生に一般の労働者と同じように「残業」や休日の勤務をさせていた場合が「研修生の所定時間外作業」に当たる。所定時間外作業の時間数を、本来の研修の時間とは別のタイムカードを使用して管理したり、また、所定時間外作業に対する報酬を、研修手当とは別の口座に支払ったり、手渡しで支払うなどして、研修生に所定時間外作業を行わせたことを隠蔽していた事案もある。

【事例 1】 農業関係者を組合員とする第一次受入れ機関は、傘下の 12 機関に対し、研修生に時給 300 円の報酬で所定時間外作業をさせるよう指示していた。

【事例 2】 金属加工業を営む第二次受入れ機関は、受け入れていた研修生 3 名に対し、1 か月もの長期に渡り、1 か月当たり 60 時間を超える所定時間外作業を行わせていた。

(3) 第 3 類型「悪質な人権侵害行為等」

「悪質な人権侵害行為等」には、449 機関中 70 機関を認定した。

研修生や技能実習生の旅券や通帳等を強制的に保管していた機関が 3 機関、受入れ機関において悪質な罰金制度を設けていた機関が 6 機関、研修生の研修手当や技能実習生の賃金の不払いが認められた機関が 61 機関である。

【事例 1】 機械製造業を営む受入れ機関は、技能実習生の旅券と預金通帳を預かり、技能実習生が 2 度に渡って返却を求めたにもかかわらず返却を拒んだ。

【事例 2】 縫製業を営む受入れ機関は、研修生や技能実習生が部屋の施錠を忘れた場合や、内履きで屋外に出た場合などに、1 回 1000 円の違反金を研修手当や賃金から差し引いたり、技能実習生の携帯電話を取り上げる等の人権侵害行為を行っていた。

【事例 3】 受入れ機関は、本来、受入れ機関が負担すべき毎月 2 万円の管理費を、研修生に支払う研修手当から差し引いていた。

(4) 第 4 類型「問題事例未報告等」

第 4 類型の「問題事例未報告等」には、1 機関を認定した。

第一次受入れ機関が所要の監査を実施していなかったり、研修生・技能実習生の失踪等を報告しなかった場合が「問題事例未報告」に当たるほか、失踪者が多発し、その原因が受入れ機関にある場合もこの類型に当たる。

【事例】 第一次受入れ機関が、1 年間に受け入れた研修生・技能実習生 105 名のうち 36 名が失踪し、その失踪は受入れ体制に起因するものと認められた。

(5) 第 5 類型「労働関係法規違反等」について

この類型は、「不法就労者の雇用」と「労働関係法規違反」とに分けられ、平成 19 年に認定された機関は、それぞれ 31 機関、178 機関であった。

不法就労者の雇用について

地方入国管理局の摘発により、受入れ機関で不法就労者を雇用していたことが判明した事案が多数を占める。

- 【事例】 研修生を受け入れていた金属加工会社は、43名もの不法就労者を雇用していたとして、地方入国管理局及び警察により摘発を受けた。同社及び経営者は、不法就労助長罪によりそれぞれ罰金30万円に処せられた。

労働関係法規違反について

「労働関係法規違反」の大半が、賃金の不払いに係る違反である。

- 【事例】 3名の技能実習生を受け入れていた縫製会社は、技能実習生に対し、残業や休日労働に係る所定の割増賃金を支払っていなかったとして、労働基準監督機関から是正勧告を受けた。